

町道民税特別徴収 Q & A

Q 1 従業員も少なく、余裕もないため、今まで特別徴収をしていませんが？

A 1 地方税法第 321 条の 4 の規定により、所得税を源泉徴収している給与支払者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、従業員の町道民税を特別徴収していただくことになっています。（事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。）

従業員が前年中に給与の支払いを受けた者で、当年度の初日（4 月 1 日）現在、給与の支払を受けている場合は、原則として、特別徴収していただくことになります。

※ 原則として、アルバイト・パート等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

Q 2 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今更特別徴収をしないといけないのですか？

A 2 地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の町道民税を特別徴収しなければいけないことになっています。

鹿部町においても、「法令遵守」により事業所を特別徴収義務者と指定いたします。（地方税法第 3 2 1 条の 4 及び町税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、町道民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、町道民税を特別徴収していただくことになっています。）

Q 3 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをする事で何かメリットはあるのですか。

A 3 町道民税の特別徴収は、前述（A 2）のとおり事業者が行うべき法律上の義務とされています。

町道民税の特別徴収では、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は、1 月末までに事業者の方から提出いただいた給与支払報告書等に基づいて町で行い、従業員ごとの町道民税額を町から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収（天引き）し、合計額を翌月の 10 日までに、金融機関を通じて町に納めていただくことになります。

また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。

さらに、普通徴収の納期が原則として年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回なので従業員（納税義務者）の 1 回あたりの負担が少なくてすみます。

なお、従業員が常時 10 人未満の事業所には、申請により年 12 回の納期を年 2 回とする制度もあります（納期の特例の承認）。

Q 4 従業員（アルバイトやパートを含む）であれば、全員特別徴収をする必要がありますか？

A 4 前述（A 2）のとおり、所得税を源泉徴収している事業者は特別徴収をしなければならないこととされていますので、源泉徴収をされている従業員（アルバイトやパートを含む）についても、所得税を源泉徴収すると同時に、町道民税についても特別徴収（給与から天引き）をしていただく必要があります。

ただし、給与の支給期間が 2 ヶ月に 1 回のみ支給による等、特別徴収によることが著しく困難な場合には、普通徴収の方法により徴収されます。